

## いじめ防止対策推進法及び国といじめ防止基本方針等について

### 【経緯】

- ◆平成23年10月 滋賀県大津市の中学2年生男子生徒の自殺
- ◆平成24年 7月 上記の件が大きく報道で取り上げられる
- ◆平成25年 2月 教育再生実行会議第1次提言  
(社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要)
- ◆平成25年 6月 いじめ防止対策推進法が成立(与野党6党提出)  
同年9月施行
- ◆平成25年10月 いじめ防止等のための基本的な方針の策定(法第11条)
- ◆平成26年 4月 北海道いじめの防止等に関する条例の制定
- ◆平成26年 8月 北海道いじめ防止基本方針を策定

### 【法律の目的】

#### (目的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### 【いじめの定義】

#### (いじめの定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 対策の内容に関する事項

### 《国が実施する施策》

- ◆いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等
  - ☞ 国の基本方針の策定と、より詳細な指針の策定
  - ☞ 法に基づく取組状況の把握と検証  
（「いじめ防止対策協議会（仮称）」の設置）
  - ☞ 重大事態の調査組織等設置を支援するため、職能団体等との連絡体制構築
- ◆いじめ防止等のために国が実施すべき施策
  - ☞ いじめの防止（豊かな心の育成、子どもの主体的な活動の推進、いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保・資質能力向上、調査研究等の実施、普及啓発）
  - ☞ 早期発見（教育相談体制の充実、地域や家庭との連携促進）
  - ☞ いじめへの対処（多様な外部人材の活用等による問題解決支援、ネットいじめの対応）
  - ☞ 教員が子どもと向き合うことのできる体制の整備

### 《地方公共団体が実施する施策》

- ◆地域基本方針の策定
  - ☞ 国の基本方針を参考に、条例などの形で、地域基本方針（地方いじめ防止基本方針）を定めることが望ましい。（法第12条・努力義務規定）  
※当市は策定中
- ◆いじめ問題対策連絡協議会の設置
  - ☞ いじめ問題対策連絡協議会を設置することが望ましく、その構成員は地域の実情に応じて決定。（法第14条第1項）  
※当市は、根室市青少年問題協議会いじめ問題専門部会。
- ◆第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置
  - ☞ 地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい  
※当市は、附属機関は設置せず、教育委員会が第3者からの意見を求め、いじめ防止等のための対策を実効的に行う。
- ◆地方公共団体が実施すべき施策
  - ☞ 地方公共団体として実施すべき施策、学校の設置者として実施すべき施策

## 《学校が実施すべき施策》

### ◆学校いじめ防止基本方針の策定

- ☞ 国や地方公共団体の基本方針を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて基本的な方向、取組内容等を定める。(法第13条)

※市内全学校策定済み（義務規定）

### ◆学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- ☞ 学校におけるいじめ防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織。必要に応じて、外部専門家を活用。
- ☞ いじめ問題に関するわずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずに全て当該組織に報告・相談し、当該組織を中核として組織で対応。(法第22条)（必置義務規定）

※各学校で、いじめ対策委員会を設置。

### ◆学校におけるいじめ防止等に関する措置

- ☞ 1) いじめの防止 2) 早期発見 3) いじめに対する措置

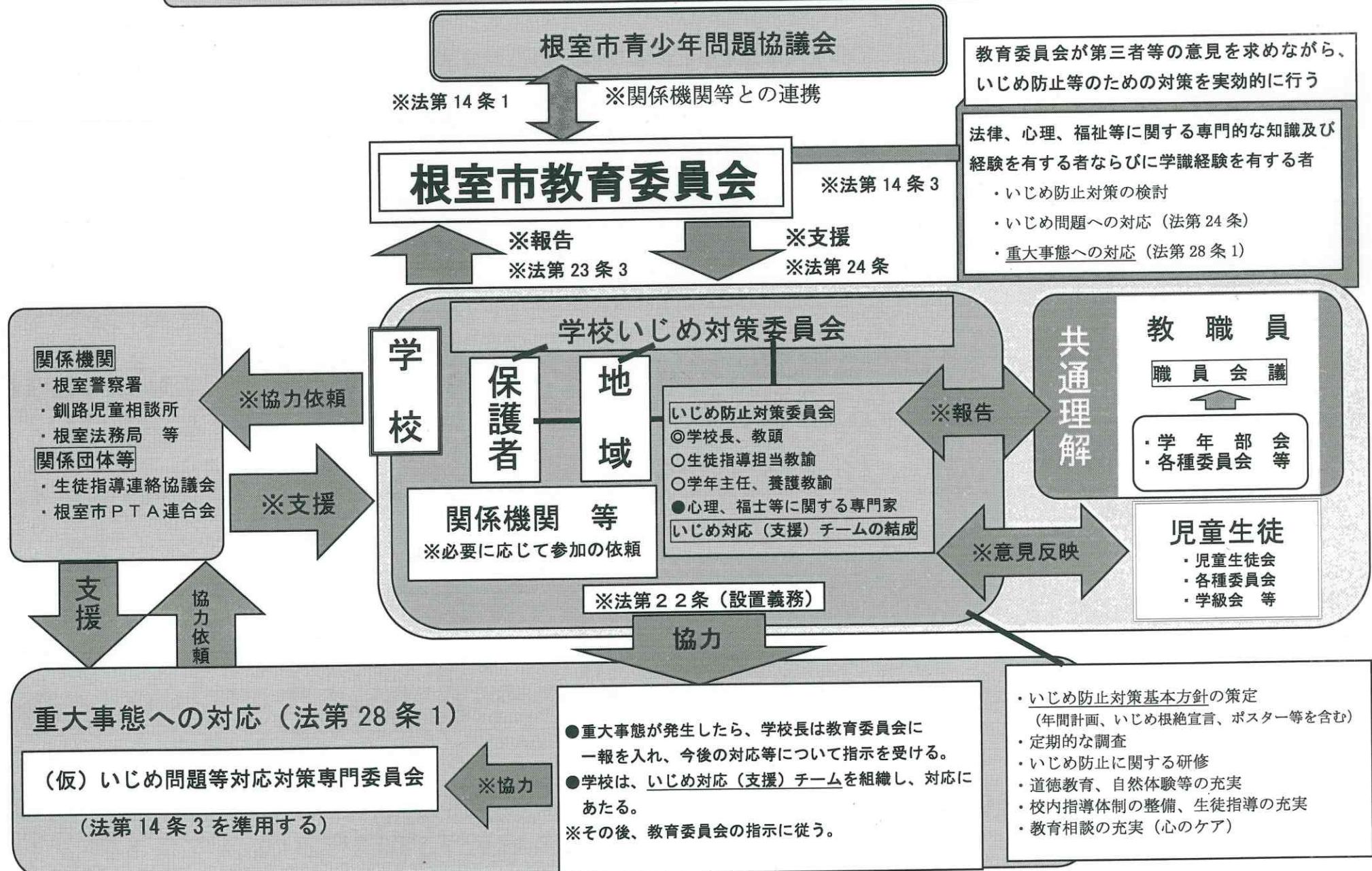
1) いじめの防止～いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加。活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

2) 早期発見～いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

★定期的なアンケート調査や教育相談の実施を行っている。

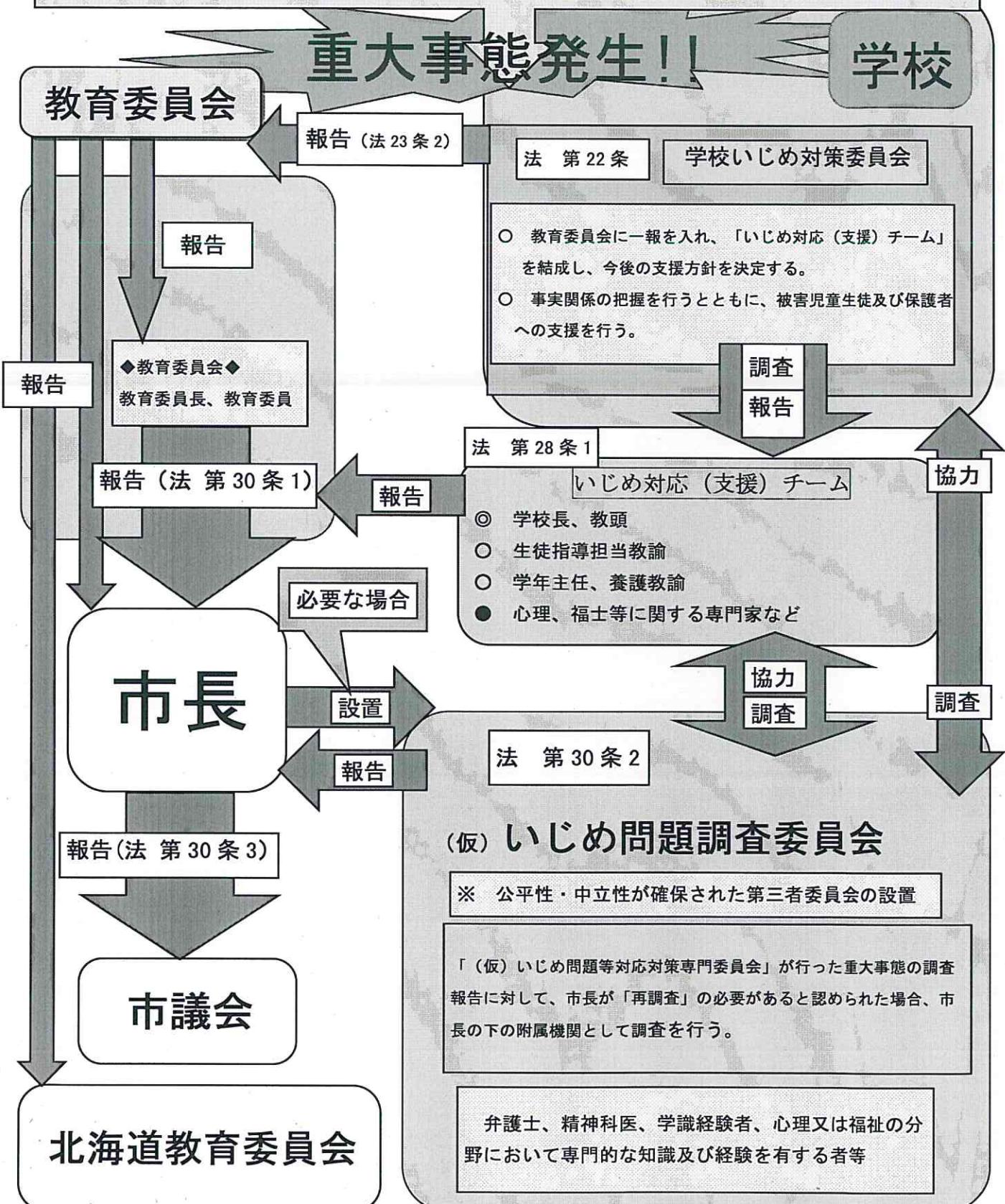
3) いじめに対する措置～いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

## いじめ防止対策推進法を踏まえた本市のいじめ問題への対応について



## いじめ防止対策推進法 第28~30条（学校設置者又は学校による重大事態への対処）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



2015/11/9

## 小中学校における「いじめ」の状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	認知件数 (A)	64	30	38	128
	認知件数の学年別(人)				
	1年生	6	1	9	21
	2年生	2	0	5	41
	3年生	19	0	5	37
	4年生	17	9	3	14
	5年生	5	11	12	6
	6年生	15	9	4	9
	いじめの態様(件数) ※複数回答				
	ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	40	24	29	75
	仲間はずれ、集団による無視をされる	28	10	9	15
	軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	7	7	8	27
	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	0	1	1	6
	金品をたかられる	2	0	0	0
中学校	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	0	1	2	7
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	0	0	0	2
	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	0	1	0	0
	その他	0	1	0	2
	計	77	45	49	134
	認知件数 (B)	12	30	20	32
	認知件数の学年別(人)				
	1年生	5	10	10	28
	2年生	4	8	8	3
	3年生	3	12	2	1
	いじめの態様(件数) ※複数回答				
	ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	9	19	14	23
	仲間はずれ、集団による無視をされる	1	4	4	4
	軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	1	3	5	14
	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	1	1	0	2
	金品をたかられる	0	0	0	0
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	1	1	1	2
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	0	1	0	0
	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	1	1	1	2
	その他	1	2	1	0
	計	15	32	26	47
合計 (A)+(B)		76	60	58	160
					25